【想定出題趣旨速報】
2027年度 東京大学ロースクール入試
公法系

作成：The Law School Times 編集部

【 公法系（憲法・行政法）】

・総評

本問は、P市庁舎の敷地の一部である広場（本件広場）における集会の許可申請に対し、市長がP市庁舎等管理規則（本件規則）５条１２号の「示威行為」に該当することを理由に不許可とした事案を素材として、問１では集会の自由（憲法２１条１項）の制約をめぐる憲法上の問題を、問２では不許可処分の違法性という行政法上の問題を問うものである。

事案は、最判令和５年２月２１日民集７７巻２号２７３頁（金沢市庁舎前広場事件）を下敷きにしたものと考えられる。判例の判断枠組みを正確に理解した上で、本問の具体的事情に即して論じることができるかが問われている。

・問１

問１は、Xの申請した集会に係る行為に本件規則５条１２号を適用することが、自身の集会の自由の侵害であるとのXの主張に含まれる憲法問題を論じさせるものである。

まず、集会の自由が憲法２１条１項によって保障されていること、集会の自由の重要性等について、成田新法事件判決（最大判平成４年７月１日民集４６巻５号４３７頁）等を参考に指摘することができる。

本問の特色は、集会の場所が市の庁舎の敷地であるという点にある。本件規則２条は「直接公共の用に供するもの」を「庁舎等」から除外しており、本件広場は地方自治法２４４条の「公の施設」ではなく、公用に供される行政財産（同法２３８条４項・２３８条の４第７項）と位置付けられることになろう。そこで、①管理権者が使用を拒否し得る施設において集会の自由の「制約」があるといえるか、②本件広場がいわゆるパブリック・フォーラムとしての性格を有するか、といった点について、本件広場の構造（壁や塀に囲まれていない、来庁者が通過する場所である）や、従前から多様な集会に利用されてきた実績などの事情を踏まえて検討することが期待される。

その上で、違憲審査の枠組みを設定することが求められる。前掲令和５年判決は、成田新法事件判決を引用し、集会の自由の制限が必要かつ合理的なものとして是認されるかは、制限が必要とされる程度と、制限される自由の内容及び性質、具体的制限の態様及び程度等を較量して決するとの枠組みを採った。他方、同判決の反対意見は、本件広場をパブリック・フォーラムと捉え、より厳格な審査を主張している。受験生には、いずれの立場を採るにせよ、判例の枠組みを意識しつつ、①本件規則５条１２号が「特定の政策、主義又は意見に賛

The Law School Times

成し、又は反対する目的で」という文言により、表現内容（観点）に着目した規制となっているのではないか、②規制目的（庁舎等の保全及び秩序の維持、公務の円滑な遂行〔本件規則１条〕、さらには行政の政治的中立性に対する住民の信頼確保）と手段との関連性、③過度に広汎・不明確な規制ではないか、といった点を論じることが期待される。

なお、問１は「本件規則５条１２号を適用することは」という形で問われており、規定自体の合憲性（法令違憲）と、本件への適用の合憲性（適用違憲）のいずれを論じるのか、あるいは両者をどのように整理するのかを明確にする必要がある。特に、本件広場ではこれまで原水爆禁止を訴える集会や護憲集会など、特定の意見を表明する集会が許可されてきたにもかかわらず、複合防衛拠点の整備に反対する本件集会のみが不許可とされている点は、適用審査において重要な事情となろう。合憲限定解釈の可能性に触れることも考えられる。

・問２

問２は、Qが本件規則６条１項の要件を満たさないとしてXの申請を不許可としたことの違法性を論じさせるものである。

まず、本件規則の法的性質と、本件不許可処分の根拠を確認する必要がある。行政財産の目的外使用許可（地方自治法２３８条の４第７項）は、「その用途又は目的を妨げない限度において」「許可することができる」と定めており、許可するか否かは管理者の裁量に委ねられていると解される（最判平成１８年２月７日民集６０巻２号４０１頁〔呉市公立学校施設使用不許可事件〕参照。以下「平成１８年判決」という。）。本件規則６条１項も、「特別な理由があり、かつ、庁舎等の管理上特に支障がないと認めるときは」「許可することができる」と規定しており、要件・効果の両面において裁量が認められる規定ぶりとなっている。

その上で、裁量統制の枠組みを示すことが求められる。平成１８年判決は、管理者の判断が裁量権の範囲の逸脱又は濫用に当たるか否かについて、その判断が重要な事実の基礎を欠くか、社会通念に照らし著しく妥当性を欠く場合に限って違法となるとしつつ、判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討する、いわゆる判断過程審査を行った。本問でもこの枠組みを用い、問題文の事情を拾い上げて具体的に検討することが期待される。

具体的には、以下のような事情の評価が考えられる。

① 本件規則６条１項は、同規則５条１号から７号までの行為についてのみ許可の余地を認めており、５条１２号に該当すると判断されると許可の余地がなくなる。そのため、Xの集会に係る行為（旗・のぼり・立看板の使用〔３号〕、ちらしの配布〔４号〕等）が１２号の「示威行為」に該当するとしたQの判断の当否が、まず問題となる。１２号の文言をどのように解釈するか（問１で論じた限定解釈との関係）を踏まえ、本件集会が「威力又は気勢を他に示す」ものといえるかを検討する必要がある。

The Law School Times

② 従前、同種の集会（参加者４０人～８０人、旗やのぼりの使用、ちらしの配布）が許可されてきたという事情は、平等原則や行政の自己拘束の観点から、不許可の判断の合理性を疑わせる事情となる。他方、本件集会は参加予定人数が１００人と従前より多いこと、平日に開催されること、立看板の使用が予定されていることなどは、「庁舎等の管理上特に支障がない」との要件との関係で考慮されることになろう。

③ Qが複合防衛拠点の整備を公約として当選した市長であり、本件集会がまさにその政策に反対するものであるという事情は、Qの判断に他事考慮（政策に反対する意見の排除）が含まれていないかという観点から検討することが考えられる。他方で、庁舎前の集会が市の政策への賛否に関わる場合に、市がこれを許可すると、市が特定の立場に与しているとの外観を生じ、行政の中立性に対する信頼が損なわれるという管理者側の主張も成り立ち得る。両者の観点を対置して検討することが求められる。

・考察

本問は、問１と問２がいずれも同じ不許可処分を素材としており、憲法と行政法の論述が重複しやすい構成となっている。問１では集会の自由に対する制約の合憲性を、問２では行政裁量の統制を中心に論じるといったように、各設問で何を論じるべきかを意識して書き分けることが重要である。問１で示した規定の解釈（限定解釈等）を問２の要件該当性判断で用いるなど、両設問の論述に整合性が保たれていれば評価が高まるであろう。

また、問題文には、本件広場の構造、従前の利用実績、本件集会の規模・態様、市長の政策と集会の目的との関係など、多くの事情が示されている。これらの事情を答案上で漏れなく拾い、自らの立場から評価することが求められる。前掲令和５年判決の結論を知っていることで足りるわけではなく、判例の判断枠組みを示した上で、本問の事情（特に、従前の許可実績や市長の政治的立場）に即して、判例と異なる結論を導く余地があるかを検討できた答案は、高く評価されると思われる。

なお、集会の自由については、LSTimesの出題予想論点およびロー入試模試【東大ロー編】にて事前に予想されていた論点であり、日頃からLSTimesの予想や模試を確認して対策を重ねていた受験生にとっては大きなアドバンテージとなったと思われる。

The Law School Times